

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

別添 2		別添 2	
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	
<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>27</u> 条第 3 項及び第 <u>28</u> 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を經營し、要介護者に対する看護、医学的管 	<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>26</u> 条第 3 項及び第 <u>27</u> 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とす

<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<p>理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条</p>	<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○〇看護師養成所の経営</p>	<p>る。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条</p>
---	--	---	--

<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 評議員</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 評議員</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し</p>	<p>各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	---	---

<p>の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p><u>第 16 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>て識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--	--	-----------------------

<p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 役員</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p>
---	--	--	--

<p>第 <u>41</u> 条 (略)</p> <p>第 9 章 解散、合併及び分割</p> <p>第 <u>42</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>43</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>44</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>45</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>46</u> 条 (略)</p> <p>第 10 章 雑則</p> <p>第 <u>47</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>48</u> 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第 <u>40</u> 条 (略)</p> <p>第 9 章 解散、合併及び分割</p> <p>第 <u>41</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>42</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>43</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>44</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>45</u> 条 (略)</p> <p>第 10 章 雑則</p> <p>第 <u>46</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>47</u> 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	--	------------